

■家庭・事業者向けエコリース促進事業について（指定リース事業者に係るQ&A）

No.	項目	ご質問内容	ご回答
1	指定リース事業者	指定リース事業者には、リース会社単独と複数事業者の両方で参加することは可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ・リース会社単独と複数事業者の両方として参加することは可能。 ・この場合には、それぞれについて指定リース事業者の応募をし、指定を受けることが必要。
2	指定リース事業者	想定される複数事業者のケースについて。	例えば、家庭向けに本事業を活用する場合に、①個人の与信判断業務をクレジット会社が担当することでリース事業者と組んで応募するケース、②ハウスメーカーや設備機器メーカーがリース事業者と組んで応募するケース等が想定される。
3	指定リース事業者	リース先の対象に家庭(個人)とあるが、家庭(個人)をリース先にしていないリース会社は指定リース事業者となることは可能か。	指定リース事業者は、家庭(個人)を必ずリース先としている必要はない。
4	指定リース事業者	一定期間のリース実績の定義について。	<ul style="list-style-type: none"> ・一定期間の目安は3年間としている。 ・3年間に満たない場合でも、その他項目を含め総合的に判断する。
5	指定リース事業者	家庭用と事業者用の両方に対して低炭素機器リースを扱っているリース会社は、リース保険に入らなければいけないのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭(個人)のみをリース先の対象とするリース事業者であれば、リース信用保険に加入する必要はない。 ・ただし、事業者もリース先の対象としている場合はリース保険への加入がエコリース促進事業の指定リース事業者の指定の前提条件となる。
6	指定リース事業者	指定リース事業者の審査項目のうち、環境配慮活動をしていない場合は指定されないのか。	指定リース事業者の審査は、その他の審査項目を含め総合的に判断する。
7	指定リース事業者	ある特定機器を専門としたリース事業者も指定リース事業者となることは可能か。	可能。ただし、取り扱う機器が本事業の対象機器であることが前提。
8	指定リース事業者	指定リース事業者の認定はいつまで有効か。	本事業は単年度事業であることから、指定リース事業者の指定有効期間は23年度のみとなる。
9	指定リース事業者	23年度に応募しなかった場合でも24年度の公募参加は可能か。	本事業は単年度事業である。本事業が次年度以降継続する際には、指定リース事業者の指定について年度毎に行う予定であるため、次年度以降での公募参加は可能。